

「放送コンテンツの製作取引の適正化の促進に関する検討会」 開催要綱(案)

1 背景・目的

平成16年施行の改正下請法(下請代金支払遅延等防止法)により、同法の規制対象に、「情報成果物作成委託」に係る取引の一環として、放送コンテンツの取引が追加され、これを契機として、法令上、放送コンテンツの製作取引の適正化の一層の促進が求められてきた。

昨今、放送コンテンツ製作における放送コンテンツ製作者の役割の重要性は増大しており、製作環境を改善し、製作インセンティブの向上を図る観点からも、製作取引の適正化の要請は一層高まっている。

こうした状況を踏まえ、放送コンテンツに係る製作取引の現状を検証するとともに、当該分野における適正な製作取引のガイドラインの策定など、より適正な製作取引の実現に向けた具体策の検討を行うべく、標記検討会を開催する。

2 名称

本会の名称は「放送コンテンツの製作取引の適正化の促進に関する検討会」とする。

3 検討事項

- (1) 放送コンテンツの製作取引に係る現状の検証
(関係者による法令遵守の状況など)
- (2) より適正な製作取引の実現に向けた具体策
(下請法その他の法令遵守に係るガイドラインの策定等)

4 構成・運営

- (1) 本会は、政策統括官(情報通信担当)の検討会として開催する。
- (2) 本会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本会には、座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は、構成員の互選により定め、座長代理は座長が指名する。
- (5) 座長は、本会を招集し、主宰する。
- (6) 座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときには、座長に代わって本会を招集し、主宰する。
- (7) 座長は、必要に応じ、外部の関係者の出席を求め意見を聞くことができる。
- (8) 座長は、上記の他、本会の運営に必要な事項を定める。

5 庶務

本会の庶務は、情報通信政策局情報通信作品振興課が地上放送課の協力を得て行う。

6 スケジュール

平成20年1月発足。同年6月までに検討結果をとりまとめ、公表。

(別紙)

「放送コンテンツの製作取引の適正化の促進に関する検討会」
構成員（案）

(敬称略、五十音順)

池田 朋之	株式会社テレビ東京 編成局 契約統括部 部長
石岡 克俊	慶應義塾大学 産業研究所 准教授
小川 晋一	株式会社フジテレビジョン 編成制作局次長
音 好宏	上智大学 文学部教授
門脇 覚	株式会社東京放送 編成制作本部担当局次長
菊池 満士	株式会社テレビ朝日 編成制作局ライツ推進部知財担当副部長
鬼頭 春樹	社団法人全日本テレビ番組製作社連盟 専務理事
小塚荘一郎	上智大学 法学部教授
近藤 耕司	全国地域映像団体協議会 会長
澤田 隆治	日本映像事業協同組合 理事長
清水 克恵	日本テレビ放送網株式会社 コンプライアンス推進室 法務部 部次長
関本 好則	日本放送協会 放送総局特別主幹
竹内 淳	社団法人日本民間放送連盟 デジタル推進部長
長田 三紀	特定非営利活動法人 東京都地域婦人団体連盟 事務局次長
舟田 正之	立教大学 法学部教授
山口 康男	有限責任中間法人日本動画協会 専務理事／事務局長

(以上)